

沖繩群島政府公報

沖繩群島政府 知事 事務

目次

府令

○ 沖繩群島度量衡條例施行規則

告示

○ 警備警務区域の一部変更

○ 派出所の位置・名称・並

○ 警備持区域一部変更

訓令

○ 沖繩群島警察官

○ 沖繩群島度量衡検査所規程

府令

○ 沖繩群島府令第三号

沖繩群島度量衡條例(一九五一年沖繩群島府令第二十八号)第二十三條の規程に基き、度量衡施行細則を次のように制定する。

一九五一年七月二十日

沖繩群島知事 早良 辰雄

沖繩群島度量衡條例施行細則

第一章 總則

第一條 度量衡器の製作、修繕又は販売の免許を受けようとするものは、左の事項を記載し、工場の図面を添付し添付して提出しなければならない。

一、営業所及び工場的位置

二、製作、修繕又は販売しようとする度量衡器の種類

三、製作又は修繕の用に供する重なる機械の名称

四、製造日誌用書

第二條 左の各号の一に該当する者は、度量衡器の製作、修繕又は販売の免許を受けることはできない。

一、禁錮以上の刑に処せられるもの

二、度量衡條例第二十一條の規定の適用又は準備に基き刑に処せられた者

三、前号に掲げた者の同居者、雇人その他の従業者並びに免許を受けた者にして第一項第一号、第二号に該当したときは、免許はその効力を失う。

法定代理人が第一項各号の一に該当したときは、免許を受けたものはその法定代理人により業務を営むことはできない。第一項第一号

第三條 度量衡器の製作、修繕又は販売者にしてその営業を廃止し、他直の譲渡又は営業免許消滅したときは、経過は、度量衡検査所に届けなければならない。

第四條 度量衡器の製作、修繕者並びに販売者は、その製作、輸入又は修繕した度量衡器を、これを表示するた

め、記号を定め、これを度量衡検査所に届けなければならない。記号には、営業所及び地方官を附記しなければならない。度量衡検査所長は、同一若しくは類似の記号の変更を命

ずることとなる。

第五條 度量衡器の製作、修繕者並びに販売者は、度量衡検査所長の許可を受けなければ、営業所外において度量衡器の製作、修繕又は販売する事はできない。

第六條 度量衡器の製作の免許を受けた者は、その種類の修繕を営むことのできる。

第二章 構造

第七條 度量衡條例第六條第二項の度量衡器の構造は、本章の定めるところによる。

第八條 度量衡器の目盛は、一度又は量の名称の一、二倍、五倍又はその倍数の二分の一、十分の一、百分の一若しくは千分の一とする。秤の目盛は、一の名称の一、二倍、五倍又はその倍数の十分の一、十倍若しくは百倍とする。

第九條 度量衡器は、損傷及び伸縮し、かいた材料を用いなければならない。

第十條 度量衡器に用いる目盛は、容易に消滅しない方法により明確にされなければならない。

第十一條 検定記印を附すところの度量衡器の部分は、附印に妨げなき構造とし、若しくはその部分が附印しがたいときは、その部分が容易に高脱しない方法により金属片を装着しなければならない。

第十二條 製作、修繕者及び販売者その製作、輸入、移入又は修繕した度量衡器には、第四條により届けられた記号を表記しなければならない。また、増減には、表記しなくてもよい。

第十三條 度量衡器の構造は、第八條乃至第十二條の外左の各号による。

度量衡

一、度量衡の材料は、曲尺にあつては、弾性のある木又は金属、直尺、縮尺及び分尺にあつては、ガラス、象牙、骨、セルロイド又は弾性ある竹、木若しくは金属、巻尺にあつては、鋼鉄、麻又は竹、線尺にあつては、鋼、鉄を用いなければならない。

二、木製又は竹製の度量衡の厚さは、

形を必要部分において、層尺、巻尺及び縮尺にあつては、一、五ミリメートル以上（五厘以上）その他のものにあつては、全長五センチメートル以上のものは、二ミリメートル以上全長一メートル以上のものは、三ミリメートル以上としなければならぬ。

三、径をはかるに用いる直尺、縮尺及び直角形の縮尺の角は、これを直角形としなければならぬ。

四、麻線巻尺は、その全長五メートル、十八尺、縮尺十八尺又は十八フットを超えたものは、五メートル又は十八尺、縮尺十八尺又は十八フットに付ニキログラム又は五キログラムの重量をもつて張力を加えても十ミリメートル（三分五厘）以上の伸縮を生ぜない構造としなくてはならぬ。

五、分測することのできない構造の層尺又は連接直形の縮尺の連接部は、容易に壊さない構造としなくてはならぬ。

六、鍍尺及線状の巻尺の目盛の標識は離脱せざる方法により金属片を附着しなければならぬ。

七、縮尺には、その目盛の表示する値をその目盛に縮尺以外の度巻には、その全長を各段の一端に表記する。

なお、各段の目盛の表示する値が

同一なるときは又はその全長が同一なるときは、これをその中央部一箇所に表記することかできる。

八、分測することのできない構造の度巻には、番号を附さなくてはならぬ。その番号は、各部分同一なる様にする。

量器

一、計の材料には、金属、陶器、磁器、ガラス、槍、樫、羅漢柏、榎、子松、又は石灰炭酸樹脂を用い、木製採用材は、液類の浸透し難いものを用いなければならぬ。

二、斗、瓶の材料は、樫又は樫の如き木材を用いなければならぬ。

三、水製計の材質は、同種のものを用いなければならぬ。

四、水製計の材料の厚さは、全量五リットル（二升以上）以上のものは十五ミリメートル（五分）以上、全量二リットル又は一リットル（一升又は五合）のものは七ミリメートル（二合五厘）以上、全量五デシリットル（二合五勺）以下のものは、五ミリメートル（二合）以上としなければならぬ。

五、計の形状は、円筒形としなければならぬ。なお、陶器、磁器、硝子製のものは、円錐形、全量一升以下の水製のものは、方形とすることができぬ。

六、計の口縁、側面及底部は、容易に変形しない構造とし、その口

縁をもつて全量を量すものは、その口縁を平滑としなければならぬ。

七、計には、外側にその全量を、なお水製採用計には、液用の文字を表記しなければならぬ。

八、全量十リットル以上の水製計の側板又は底板を結合するときは、合釘を用いなければならぬ。

九、鉄線又は鉄線を附着するため、螺旋釘を用いるときは、接合し難い構造としなければならぬ。

十、水製採用計の口縁より外側の上部には、容易に離脱しない方法により継目なき鉄板を被い、その底板を被ふにみた位置における外側には、鉄線を緊束し側板を通じて底板にこれを釘着し、全量十リットル以上のものはなおその外面に継目なき二箇の鉄線を交差し、その各端の両端は、外側を通じてその上部における鉄板の下に押入して之を緊着し又はこれを同等以上の耐力を保ち得る方法により底部を堅牢なる構造としなければならぬ。

衡器

一、秤は、安定のものとしなければならぬ。

二、秤の桿及びこれに附属する横杆には、強硬なる金属を用いなければならぬ。

三、秤の桿及びこれに附属する横杆

上における支点の次、及び、承軸及び調節又は刃蓋にはこれを頭より重量の大小、秤量の大小に応じて適當なる硬度を有する鋼鉄又は石その他秤が作用をなすとき摩擦を生ずる重要部分に硬き金属を用いなければならぬ。

四、調節の材料には、金属、革又は強硬なる絹糸、麻糸若しくは絹糸を用いなければならぬ。

五、分銅、錘又は増減の物質は、白金、金、銀、アルミニウム、ニッケル、白銅、貝類、青銅、銅、鉄又は硝子を用いなければならぬ。

但し重量二百ミリグラム未満のものには鉄を用いることはできない。

六、分銅の形状は、之を台形又は円錐形としなければならぬ。

但し、重量五百ミリグラム以下のものは、これを板状とすることができぬ。

七、秤、横杆又は台に載入する及び承軸は、容易に離脱又は移動しない構造としなければならぬ。

八、又は凹凸なく及受の面は、平滑なることが必要である。

九、及受を円形となすときは、縁目のない構造としなければならぬ。

十、目盛のある秤には、直尺又は標尺一箇以上をその桿上又は見易い位置に表示しなければならぬ。

十一、安定となす秤は、桿の位置

六、感度規定された感度表若しくは感度を設けなくてはならない。但し、指針があらわなりの又は秤秤について適用しない。

十二、安定とならした秤には、調子玉又は直尺若しくは標点を調整する装置を附さなければならぬ。

但し、秤量の千分の一以上の目盛がある秤、上皿天秤及び多数を懸置して使用する構造の天秤には適用しない。

十三、調子玉又は直尺若しくは標点を調整する装置は、度表の刻線六條の別表に掲げる秤量の公差の二倍以上を加算することのできる構造となければならない。

十四、調子玉又は直尺若しくは標点を調整する装置は、度表の刻線と重ねなければならぬ。

十五、安定とならした秤で調子玉又は直尺若しくは標点を調整する装置のないものは、その度表の刻線と重ねた直尺に懸けたときその読みが一数字若しくはその秤が水準となり又はその指針が直尺の刻線と一致する位置を指す構造とならなければならぬ。但し、度表の刻線六條の別表の秤量の公差の四分の一以内の誤差があるものは、その公差の四分の一以内の重量を加減してその読みが一数字若しくはその秤が水準となり又はその指針が直尺の刻線と一致する位置を指してもよい。

十六、調子玉のある秤の支尺は、これを二箇としなければならぬ。

十七、天秤、秤量の千分の一未満の目盛のある秤、上皿秤、自動秤に安定とならした台秤、自動秤には水準を定める装置を附さなければならぬ。

十八、秤の支尺は、これを二箇以下とし、その二箇のときは秤の表裏にこれを設けその支尺は、支尺毎にこれを附さなければならぬ。

十九、秤の支尺及び受けは、その秤を上下各々四十五度長接つても度表の刻線六條の別表に掲げる秤量の公差以上の誤差を生じない構造とならなければならぬ。

二十、秤の最小目盛間の距離は、台秤においては、これを二五ミリメートル以上、上皿秤及び秤量五百グラム超えた秤にあっては、これを二五ミリメートル以上、五百グラム以下の秤にあっては、これを二五ミリメートル以下としなければならぬ。

二十一、分銅、錘、増減及び増減台には、その重量を調整するために容易に脱出しな方法によつて金屬を填充することのできる。このときにおいて、填充物の重量は、増減台を除く外重量の二十分の一を超えてはならぬ。

容易に脱出し又は換装してできない方法によつてこれを緊密にしなければならぬ。

二十三、分銅、錘、増減に填充物の開口を緊密するためにした縁の面は、その周囲の面より隆起させてはならぬ。

二十四、秤量二千キログラム以下の台秤又は上皿秤は、定置増減所となし、なおその秤量は左の定規によらなければならぬ。

但し、特称の理由あるものは適用しない。

台秤

二千キログラム、千五百キログラム、千キログラム、七百キログラム、五百キログラム、二百五十キログラム、百五十キログラム、百キログラム、五十キログラム、二十キログラム、十キログラム、五キログラム、二キログラム、五百グラム

上皿秤

二千キログラム、千五百キログラム、千キログラム、七百キログラム、五百キログラム、二百五十キログラム、百五十キログラム、百キログラム、五十キログラム、二十キログラム、十キログラム、五キログラム、二キログラム、五百グラム

二十五、定置増減の重量は左の定規によらなければならぬ。

千キログラム、五百キログラム、二百キログラム、百キログラム、五十キログラム、二十キログラム、十キログラム、五キログラム、二キログラム、五百グラム、二百グラム、百グラム、五十グラム

二十六、定置増減の重量との比は台秤に附属するものは、二百分の一、百分の一又は五十分の一、上皿秤に附属するものは、十分の一、五分の一としなければならぬ。

二十七、秤量五十グラム以上の秤に限り、定置増減のものとなすことのできる。定置増減の秤の秤量と定置増減の重量との比は、秤量三十キログラム以上のものは、これを百分の五、秤量五百グラム以上のものは、これを百分の五、秤量五十グラム以上のものは、百分の六、秤量五十グラム以上のものは、百分の十としなければならぬ。

二十八、安定とならした秤は、度表の刻線六條の別表に掲げる秤量の公差に相当する重量を加算し台秤及び上皿秤にあっては、秤の末端において上下各二ミリメートル以上秤にあっては、その勾配三十分の一以上の度表のあるものは、自動秤にあっては、その指針が標点の左右又は上下において最小目盛の各二分の一以上度表なくして読みの誤けある天秤又は十分秤にあっては、その読みが二五ミリメートル以上の秤の誤差に一致する構造とならなければならぬ。なお、その秤が水準となり又はその指針が直尺の刻線と一致する位置を指す構造とならなければならぬ。但し、度表の刻線六條の別表の秤量の公差の四分の一以内の誤差があるものは、その公差の四分の一以内の重量を加減してその読みが一数字若しくはその秤が水準となり又はその指針が直尺の刻線と一致する位置を指してもよい。

二十三、四、揮解にして定量増鍾附のものには揮解は台に揮解下して定

秤の秤量をその側面にはお度量とは定規の文字をその上面又は側面に表記しなければならぬ。

第十四條 度量衡器の検定を受けよう。

四、天秤 桿の中央部又はその附近
五、台秤 桿の末端、秤量物を懸け、
たる傍、休みの把手の中央部

大、上四桿秤 桿の末端及び増銀の

中四六ラム以下の合秤又は定置秤を用は四桿秤を使用する場合にはその秤量の二割迄を超過したる実量の計

金瓶梅詞話卷之八



はこれを使用することはできない。
第二十三條 直尺又は標尺を調整する
調整のある尺は其の直尺又は標尺を
調整しなければこれを使用すること
はできない。なお天秤は標尺を調整
しなくては使用することができない。

第五章 取締

第二十四條 知事官署をして第一種取
締を執行せしむる場合にはその取締を
執行する区域内における度量衡器の
使用者に対し日時及場所を指定して
検査を受けるべきとこの度量衡器を
提出せしめなければならぬ。この
場合にはその取締を執行せしめる区
域、度量衡器を提出せしめる日時及
場所を告示する。

第二十五條 市町村長は度量衡器第一
種取締執行の告示があつたときは左
の各号により受検物の提出に遺憾
なきを期しなお取締執行中官吏を派
遣しその事務を補助しなければなら
ぬ。

一、部内各戸につき受検物を調査
して調査を依頼しこれに請印を徴
し取締執行の前日迄に度量衡取締
官吏に提出しなければならぬ。
二、受検物は清潔に掃除しこれに
氏名を記入したる紙片を貼付せし
めなければならぬ。

前項の場合に於ては所轄警察官吏の
立会を求めることができる。
第二十六條 度量衡器例第十二條第五

号の標尺は左の各号の一に該当しな
い様にしてはならぬ。

一、度量衡器にしてその要求が毀損
劣減又は腐蝕したもの。

二、度量衡器にして検定証印、記号
その他表記の文字又は目盛の識別
し難いもの。

三、度量衡器にしてその分離するこ
とのできる部分が検定を受けな
ざつたものをもつて組織した
もの。又は検定を受けたとき固定
してあつた部分を変更したもの。

四、度量衡器に於て狂脱又は離れあつたもの。
五、端目盛の度基にしてその端にお
ける角が最少四箇の一度四以上腐
減したもの。その端目盛に非ざる
ものは最端の目盛を起して腐減し
たもの。

六、材料の割合せ又は組合せて作つ
た度基及び連接部を分離できない
ところの構造の度基にしてその目
盛ある部分において材料の経目
間隙を生じ、材料又は連接部が分
割し易きに至つたもの。

七、麻製度基にしてその目盛ある部
分が切断し易きに至つたもの。
八、度基にしてその目盛ある部分が
欠損し甚だしく割れたもの。

九、曲り尺又は経を度するに用いる直
尺にしてその角度が若くは差を生
ずるに至つたもの又は割裂の虞
あるもの。

十、押にして甚だしく変形し又はそ

の口縁に磨着した材料又は鉄屑に
綴り生じ又はその口縁の欠損し
たもの若しくは金属製の経目の磨
れたもの。

十一、押にしてその口縁又は内面が
若くは磨減し若くは反りを生じ
又は内面における塗料の剥落した
もの。

十二、液類の計量に使用する押にして
満水するに至つたもの又は材料
を二重とした金属性押にしてその
内面が満水するに至つたもの。

十三、斗、甕にして反り又は若くは凹
凸を生じたもの。

十四、押にして押が狂脱したもの。

十五、押にしてその反、又反、承軸
及蓋又は押における金具が腐蝕し
又は反及び蓋における金具が多動
するに至つたもの。

十六、秤にして制子又は直尺若し
くは標尺を調整する装置の遊動し
易きに至つたもの又はその用を及
さざるに至つたもの。

十七、制子又は直尺若しくは標尺
を調整する装置のない秤にしてそ
の空懸け又は秤を直尺に懸けた場
合においてこれを度量衡器例第六
條に規程する秤量の公差の二分の

一以内、掛量のあるものは掛量の
公差の二分の一以内の重量を加減
してもその誤差が一致せず若しく
はその秤が水準とならず又はその
指針が直尺又は標尺を指さるるに

至つたもの

十八、水準を定むる装置ある秤にし
てその装置が水準を定むるの用を
なさないもの。

十九、押にして公差に相当する重量
を感じないもの。

第二十七條 第一種取締において合格
したる度量衡器に附するところの検
査封印の磨損及び種類左のように定
める。

(3) 輪郭内の数字は毎年その
年の下位の数字を用いる。

第二十八條 度量衡による正味量の表記
ある商品にしてその包装包装又は封
錠を破棄しなければ実量を増減する
ことのできないものは正味の表記者
でないものがそのまゝ販売を場合表
記正味量が実量を超過してもこれを
販売し又は販売のため之を所持する
ことができる。

第二十九條 商品の度量衡による正味
量を表記には表記者の氏名又はその
商号及び地方名を附記しなければな
らぬ。

第三十條 度量衡による正味量の表記
のない商品を度量衡により販売するも
のは法定の度量衡によりその実量正
確に計量しなければならぬ。

第三十一條 度量衡器又は度量衡の計
量の取締を執行する官吏の携帶すべ
き証書の様式を左のように定める。

経済部
工務部
市町村

沖縄群島報告例を次のように定め、
一九五一年一月報告の分からこれを、
施行する。

一九五一年七月二十日

沖縄群島知事 平良 辰雄

第一條 市町村長は、この報告例の定めるところにより、知事に報告し、
ければならない。

第二條 この報告により報告すべき、
事項並にその様式及び期限は、別
冊の定めるところによる。

別冊を附略する

○沖縄群島命令中第六号

経済部

度量衡検定所

沖縄群島度量衡検定所外務規程を次の通り定め、公布の日から施行し、
一九五一年五月一日から適用する。

一九五一年七月二十日

沖縄群島知事 平良 辰雄

沖縄群島度量衡検定所外務規程

第一條 所長は、左の各号について、
意見を具し知事に稟申する。

一、職員の出張について、

二、五日以上を越える所長の出張について、

三、職員の管外出張について、

四、諸規程の規定及び改廃について、
五、その他、重要と認める事項について、

第二條 所長は、左記の各号について、
審決執行することができる。
但し、第二号は、施行後直に知事に
報告する。

一、職員の出張について、

二、職員の事務分掌について、

三、職員の除服出仕について、

四、度量衡に関する諸書、諸銘、実
施指導について

五、備人の備品並びに賞罰について、

六、その他、軽易と認める事項につ
いて。

第三條 所長は、主権事務について所
名又は職名をもちて文書の照復をな
すことができる。

以上